

船員法施行規則等の一部改正について

平成 24 年 6 月
海事局 運航労務課
海事人材政策課

1. 改正の経緯

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）により、外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）が廃止され、外国人登録証明書が廃止されるとともに、在留資格をもって我が国に中長期在留する外国人には在留カードが、特別永住者には特別永住者証明書が交付されることとされた。

また、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）により、外国人住民が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の適用対象に加えられ、住民票が作成されることとされた。

これらの法律が本年 7 月 9 日に施行されることから、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）、船員職業安定法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 32 号）等における外国人の各種申請手続について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）船員法施行規則関係

現行、外国人が船員手帳（身分不証明のものを除く。）の交付、訂正、再交付又は書換えを申請する際の必要書類の一つとして、外国人登録証明書又は旅券を求めているところ、これを旅券、在留カード又は特別永住者証明書を求めることに改める。

（2）船員職業安定法施行規則関係

現行、外国人が船員派遣事業の許可申請をする際の必要書類の一つとして、外国人登録証明書の写しを求めているところ、これを住民票の写しを求めることに改める。

（3）海事代理士法施行規則関係

現行、外国人が海事代理士の登録を申請する際の必要書類の一つとして外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書を求めているところ、これを住民票の写しを求めることに改める。

（4）船舶料理士に関する省令関係

現行、外国人が船舶料理士資格証明書の交付を申請する際に、必要書類の一つである船員手帳を外国人登録証明書で代替可能としているところ、これを在留カード若しくは特別永住者証明書又は住民票の写しで代替可能とすることに改める。

（5）その他所要の改正を行う。

3. 今後の予定

公布：平成 24 年 7 月 6 日

施行：平成 24 年 7 月 9 日

新しい在留管理制度の導入に伴う船員法施行規則等の一部改正

改正の経緯：新しい在留管理制度の導入

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が**本年7月9日に施行**されることとなっています。

これに伴い、

- 外国人登録法（昭和27年法律第125号）が廃止され、**外国人登録証明書が廃止**されます。
- 在留資格をもって我が国に中長期在留する外国人には**在留カード**が、特別永住者には**特別永住者証明書**が交付されることとなります。
- 外国人住民が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用対象に加えられ、**住民票**が作成されることとなります。

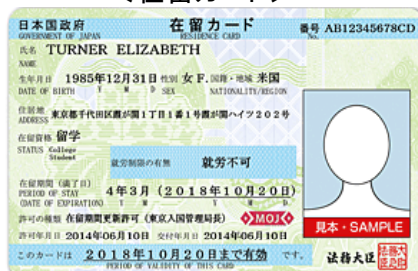
<外国人登録証明書>



<外国人登録原票>



<在留カード>



<特別永住者証明書>



<住民票>



海事関係法令における身分証明のための書類の変更

船員手帳の交付申請
（船員法施行規則）

船員派遣事業の許可申請
（船員職業安定法施行規則）

海事代理士の登録申請
（海事代理士法施行規則）

船舶料理士資格証明書交付申請
（船舶料理士に関する省令）

これらにおける身分証明
のための書類を変更

外国人登録証明書
又は外国人登録原票

在留カード・特別永住者証明書
又は住民票

船員法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

[illegible]

○ 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二十九条 前条の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付して第十二号書式による申請書を提出しなければならない。 一 （略） 二 戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく住民票の写しであつて、氏名、性別、本籍及び生年月日を証するもの 三 （略） ② 外国人にあつては、前項第二号の書類の添付に代えて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（以下「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）又は旅券を提示しなければならない。この場合において、旅券を提示するときは、氏名、性別、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書を添付するものとする。 ③ （略） ④ 前条第三項第三号に掲げる者にあつては、第二項の規定により当該国の領事官の証明書を添付しなければならない場合においても、当該証明書を添付することを要せず、かつ、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示することに代えて、当該書類の写しを添付することができる。 ⑤ （略） ⑥ 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む難民（出入国管	第二十九条 前条の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付して第十二号書式による申請書を提出しなければならない。 一 （略） 二 戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく住民票の写しであつて、氏名、性別（前条第三項の規定により申請する者に限る。）、本籍及び生年月日を証するもの 三 （略） ② 外国人にあつては、前項第二号の書類の添付にかえて、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に基づく外国人登録証明書又は旅券を呈示し、かつ、氏名、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書を添付しなければならない。 ③ （略） ④ 前条第三項第三号に掲げる者にあつては、第二項の規定にかかわらず、当該国の領事官の証明書を添付することを要せず、かつ、外国人登録証明書又は旅券を提示することに代えて、当該書類の写しを添付することができる。 ⑤ （略） ⑥ 本邦外の地域に赴く航海に従事する船舶に乗り組む難民（出入国管

理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二第二項の規定により難民認定証明書の交付を受けている外国人をいう。）にあつては、第二項の規定により当該国の領事官の証明書を添付しなければならない場合においても、当該証明書を添付することを要しない。この場合において、当該難民は、難民認定証明書を提示しなければならない。

⑦・⑧（略）

（船員手帳の訂正等）

第三十一条 船員は、船員手帳に記載した本人の氏名、性別又は本籍（外国人にあつては、国籍。以下本章において同じ。）に変更があつたときは、遅滞なく、最寄りの地方運輸局長等に船員手帳の訂正を申請しなければならない。

- ② 前項の申請をしようとする者は、その船員手帳を添付し、かつ、訂正すべき事項を証する第二十九条第一項第二号の書類を添付して（外国人にあつては、在留カード若しくは特別永住者証明書を提示して、又は同条第二項の領事官の証明書を添付して）、第十三号書式による申請書を提出しなければならない。ただし、同条第三項及び第四項に規定する外国人にあつては、在留カード若しくは特別永住者証明書の提示又は同条第二項の領事官の証明書の添付に代えて、それぞれ同条第三項の権限のある機関が発行した書類（その写しを含む。）又は同条第四項の書類の写しを添付することができる。

③・④（略）

第三十三条（略）

②・③（略）

- ④ 雇用関係、氏名、性別、本籍又は生年月日が毀損した船員手帳により明瞭なときは、その明瞭である事項を証する第二十九条又は第二項の書類を添付し、又は提示することを要しない。この場合においても、外国人（同条第五項の表示が付されている船員手帳を受有する者を

理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二第三項の規定により難民認定証明書の交付を受けている外国人をいう。）にあつては、第二項の規定にかかわらず、当該国の領事官の証明書を添付することを要しない。この場合において、当該難民は、難民認定証明書を提示しなければならない。

⑦・⑧（略）

（船員手帳の訂正等）

第三十一条 船員は、船員手帳に記載した本人の氏名又は本籍（外国人にあつては、国籍。以下本章において同じ。）に変更があつたときは、遅滞なく、もよりの地方運輸局長等に船員手帳の訂正を申請しなければならない。

- ② 前項の申請をしようとする者は、その船員手帳及び訂正すべき事項を証する第二十九条第一項第二号の書類（外国人にあつては、同条第二項の領事官の証明書）を添付して第十三号書式による申請書を提出しなければならない。ただし、同条第三項及び第四項に規定する外国人にあつては、同条第二項の領事官の証明書の添付に代えて、それぞれ同条第三項の権限のある機関が発行した書類（その写しを含む。）又は同条第四項の書類の写しを添付することができる。

③・④（略）

第三十三条（略）

②・③（略）

- ④ 雇用関係、氏名、性別、本籍又は生年月日がき損した船員手帳により明りようなときは、その明りようである事項を証する第二十九条又は第二項の書類を添付し、又は提示することを要しない。この場合においても、外国人（同条第五項の表示が付されている船員手帳を受有

除く。次条第三項において同じ。）は、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示しなければならない。

⑤ (略)

(船員手帳の書換え)

第三十四条 (略)

② (略)

③ 第一項又は第二項の申請をしようとする者は、第二十九条第一項第三号の写真二葉を添付して第十四号書式による申請書を提出しなければならない。この場合においては、もとの船員手帳を返還し、かつ、外国人にあつては、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示しなければならない。

④ (略)

⑤ 前項の場合においては、第三項の規定にかかわらず、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示することを要しない。

⑥・⑦ (略)

する者を除く。次条第三項において同じ。）は、外国人登録証明書又は旅券を提示しなければならない。

⑤ (略)

(船員手帳の書換え)

第三十四条 (略)

② (略)

③ 第一項又は第二項の申請をしようとする者は、第二十九条第一項第三号の写真二葉を添付して第十四号書式による申請書を提出しなければならない。この場合においては、もとの船員手帳を返還し、かつ、外国人にあつては、外国人登録証明書又は旅券を提示しなければならない。

④ (略)

⑤ 前項の場合においては、第三項の規定にかかわらず、外国人登録証明書又は旅券を提示することを要しない。

⑥・⑦ (略)

○ 船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第五十五条に関する事項） 第二十五条（略） 2 法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類 イ・ロ（略） ハ 役員の住民票の写し及び履歴書 ニ・チ（略） 3（略）	（法第五十五条に関する事項） 第二十五条（略） 2 法第五十五条第三項の国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類 イ・ロ（略） ハ 役員の住民票（<u>外国人にあっては、外国人登録証明書。以下同じ。</u>）の写し及び履歴書 ニ・チ（略） 3（略）

○ 海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（海事代理士となる登録） 第一条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。 一（略） 二 戸籍抄本（外国人にあつては、住民票の写し） 三・四（略）	（海事代理士となる登録） 第一条（略） 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付するものとする。 一（略） 二 戸籍抄本（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書） 三・四（略）

○ 船舶料理士に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四条 前条の規定により船舶料理士資格証明書の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添付又は提示して第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一 船員手帳（船員手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は氏名、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの） 二・三 （略） 2 （略）	第四条 前条の規定により船舶料理士資格証明書の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添付又は提示して第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一 船員手帳（船員手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本、記載事項証明書若しくは住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく住民票の写しであつて、氏名、本籍及び生年月日を証するもの又は外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）に基づく外国人登録証明書、旅券若しくは氏名、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの） 二・三 （略） 2 （略）

船舶料理士資格証明書事務取扱要領

(制 定：昭和 5 0 年 6 月 1 2 日 員基第 1 5 2 号)

(最終改正：平成 2 4 年 7 月 6 日 国海運第 5 0 号)

目 次

- 第一 総則
- 第二 船舶料理士資格証明書の交付
- 第三 資格証明書の再交付
- 第四 申請書等の保存、送付及び事後報告

第一 総則

一 通則

地方運輸局長が行う船舶料理士資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付に係る事務については、船舶料理士に関する省令（以下「省令」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

二 事務取扱序

資格証明書の交付申請の受理の事務は、運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、運輸支局又は海事事務所で行う。

第二 資格証明書の交付

一 審査

交付申請があった場合には、次の事項に留意して審査しなければならない。

1 次に掲げる提出書類及び提示書類がそろっていること。

- (1) 船舶料理士資格証明書交付申請書（省令第 1 号書式）
- (2) 船員手帳
- (3) 省令第 2 条第 1 項第 3 号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する以下のいずれかの書類。

① イに掲げる者

イに定める国土交通大臣の登録を受けた船舶料理士に関する登録試験の合格証明書

なお、船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令（平成 1 5 年 6 月 1 3 日国土交通省令第 7 4 号）附則第 2 条の規定により、省令第 2 条第 1 項第 3 号

イの試験であつて国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者とみなされる者にあつては、船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令による改正前の省令第2条第1項第4号イの国土交通大臣が認定する船舶料理士試験の合格証明書の添付

② ロに掲げる者

ロに掲げる学校の卒業証書の提示又は卒業証明書の添付

③ ハに掲げる者

(i) 調理師、栄養士にあつては免許証の提示

(ii) 「イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者」にあつては、以下のいずれかの書類を添付する。

a 船舶料理士に関する省令第2条第1項第3号ハに規定する同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者を養成する講習に関する基準（平成23年5月16日付け国海運第22号）に基づき認定された同等認定講習実施機関の修了証明書

b 海上保安学校本科主計課程又は本科船舶運航システム課程主計コースの卒業者については、同課程の卒業証書の提示又は卒業証明書

(iii) 船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令附則第3条の規定により、省令第2条第1項第3号ハに該当する者とみなされる者にあつては、船舶料理士に関する省令の一部を改正する省令による改正前の省令第2条第1項第4号ハに定める国土交通大臣が認定する船舶料理士養成課程修了証明書の添付

(iv) 省令第2条第2項に定める国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者については、平成23年8月1日国海運第59号に定める船内において1月以上教育を受けたことを証する書類

(4) 船員手帳により氏名、生年月日、本籍（外国人にあつては国籍。以下同じ。）

又は専ら調理に関する業務に従事した経験の確認（省令第2条第1項第2号関係）ができないときは、以下のいずれかの書類

① 氏名、生年月日、本籍を証することができないとき

イ 戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書

ロ 本籍の記載のある住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写し

ハ 旅券

ニ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく在留カード

ホ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に基づく特別永住者証明書

ヘ 氏名、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの

② 専ら調理に関する業務に従事した経験を証することができないとき（省令第2条第1項第2号関係）

イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第32条（乗船履歴の証明）に規

定する書類

ロ 外国船における履歴に係る当該国の船員手帳

2 申請書の記載事項の確認

申請書（省令第1号様式）の記載事項に脱漏又は誤りがないこと。

3 手数料の確認

手数料の納付額に過不足がないこと。

4 資格要件に適合する者であることの確認

(1) 年齢の確認（省令第2条第1項第1号関係）

年齢の確認については、船員手帳を提示できないとき又は船員手帳により確認できないときは、第二の一．1(4)①のいずれかの書類により確認すること。

(2) 「専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること」の確認（省令第2条第1項第2号）

① 「専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること」の確認については、国海働第91号（平成15年1月30日付け）により、専ら調理に関する業務に従事していると認められる職務名で雇入れられているか否かを確認すること。但し、平成15年2月3日以前に雇入契約の公認を受けた者で、調理員、司厨手等の職務名で雇入れられている者については、当該者が専ら調理に関する業務に従事していたか否かを申請窓口において確認すること。

（関係通達：国海働第91号（平成15年1月30日付け）参照）

② 当該業務経験を有することの確認については、第1号書式（業務経験）に当該業務経験を記入させることとし、船員手帳を提示できないとき又は船員手帳により確認できないときは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第32条（乗船履歴の証明）に規定する書類若しくは外国船における業務経験に係る当該国の船員手帳により確認すること。なお、外国船における業務経験については、証明し得るものについては算入して差し支えない。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第30条（乗船期間）の規定の例による計算の上、当該経験があることを確認すること。

(3) 省令第2条第1項第3号に該当することの確認（省令第2条第1項第3号関係）

省令第2条第1項第3号に該当することの確認については、第二の一．1(3)に規定する、省令第2条第1項第3号イからハに該当する者であることを証する書類が添付されていることを確認すること。

(4) 省令第2条第2項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者であることの確認（省令省令第2条第2項関係）

省令第2条第2項の告示で定める基準に適合する者であることの確認については、第二の一．1(4)に規定する書類が添付されていることを確認すること。

二 交付及び事務処理

一による審査の結果、交付して差し支えないと認めたときは、次により措置しなければならない。

- 1 申請書を受理したときは、収入印紙を消印し（収入印紙と紙面にわたって黒肉等を用いて鮮明に行う。）船舶料理士資格証明書交付申請受理簿（第2号書式、以下「受理簿」という。）に受付番号、受付年月日、氏名、本籍（外国人にあっては国籍）、生年月日及び手数料を記入する。
- 2 郵送を希望する者については、宛先を明記し、書留郵送料を張った封筒を提出させておき、受理簿の備考欄に郵送希望の旨を記載すること。
- 3 運輸支局又は海事事務所は、受理後直ちに運輸局へ送付するものとし、受理簿備考欄にその旨及び送付年月日を記入すること。
- 4 運輸支局又は海事事務所から申請書の送達を受けた運輸局は、第二の一資格証明書の交付の審査を行ったのち、1に準じ受理簿に必要事項並びに運輸支局又は海事事務所から送達のあった旨及び到達年月日を備考欄に記入すること。
- 5 申請書の審査が終わったときは、遅滞なく資格証明書を作成し交付する。なお、外国人の資格証明書を作成する場合は、省令第2号様式の第1項中「本籍の都道府県」の欄には国籍を英文で記載し、「氏名」欄には氏名の振り仮名をカタカナで記載し、また2項中「NAME」欄には氏名を英文又はヘボン式ローマ字で記載すること。
- 6 資格証明書の番号は運輸局ごとの永続的な継続番号とし、運輸局の略号は次のとおりとする。

北海道運輸局	H K	神戸運輸監理部	K B
東北運輸局	T H	中国運輸局	C G
関東運輸局	K T	四国運輸局	S K
北陸信越運輸局	H S	九州運輸局	K S
中部運輸局	C B	沖縄総合事務局	O N
近畿運輸局	K K		
- 7 資格証明書を作成したときは、受理簿の該当欄に、当該資格証明書の番号及び作成年月日を記入すること（資格証明書への契印は省略する。）。また、船舶料理士資格証明書交付簿（第3号書式、以下「交付簿」という。）に必要事項を記入すること。
- 8 資格証明書を交付する際は、運輸局で受理したものについては、本人又は代理人の受領印を受理簿に押印する。なお、郵送を希望し、切手（書留料分）を貼り宛名を記した封筒をあらかじめ提出した者については郵送する。この場合は受理簿の備考欄に

郵送の旨及び郵送の日付を記入する。

- 9 運輸支局又は海事事務所で受理した資格証明書の交付については、資格証明書作成後受理簿備考欄に運輸支局又は海事事務所へ送達した旨及び送付年月日を記入の上、当該運輸支局又は海事事務所に資格証明書を送付する。

資格証明書の送達を受けた運輸支局又は海事事務所は、受理簿に到達年月日を記入し、さらに受理簿の証明書番号欄、交付年月日等必要事項の記入を行った後、本人又は代理人の受領印を受理簿に押印して交付する。

- 10 資格証明書に英文又はヘボン式ローマ字で記入する場合は（別紙・英文による記載方法）を参照すること。

第三 資格証明書の再交付

一 船舶料理士資格証明書再交付申請書の受理

- 1 船舶料理士資格証明書再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）はいずれの運輸局、運輸支局若しくは海事事務所で受理して差し支えない。
- 2 再交付申請があったときは、次に掲げる事項を審査して受理する。
 - (1) 再交付申請書の記載事項に脱漏又は誤りがないか。
 - (2) 手数料の納付額に過不足がないか。
 - (3) 資格証明書の記載事項に変更が生じた場合の申請については、その変更を証する書類が添付されているか。また、船員手帳を提示できないとき又は船員手帳により確認できないときは、第二の一．1 (4)①のいずれかの書類と照合して誤りがないこと。
 - (4) (3)又はき損を理由とする申請については、原資格証明書が添付されていること。
- 3 再交付申請書を受理したときは、船舶料理士資格証明書再交付申請受理簿（第4号書式、以下「再交付申請受理簿」という。）に受付年月日、氏名、原資格証明書番号、再交付の理由を記入し、収入印紙には第二の二．1に準じて処理すること。
- 4 原資格証明書の提出があった場合には、原資格証明書を廃棄すること。
- 5 受理の際、郵送希望の者については、第二の二．2に準じて処理すること。
- 6 受理が運輸支局又は海事事務所で行われたときは運輸局に再交付申請書を送付するものとし、再交付申請受理簿にその旨及び送達年月日を記入すること。

二 資格証明書の再交付

- 1 原資格証明書を交付した運輸局又はその運輸支局又は海事事務所で受理した場合
 - (1) 運輸局で受理した申請、運輸支局又は海事事務所から送達された申請の何れの場合においても、運輸局で保管する船舶料理士資格証明書交付原簿（以下「原簿」という。）及び交付簿と照合し、交付していることを確認すること。
 - (2) 交付簿の再交付欄には、再交付年月日、再交付理由を記入するとともに、資格証明書第1頁の右上に「再交付」と捺印し、再交付申請受理簿に証明書番号及び再交付年月日を記入する。資格証明書番号は、原番号を付する。
 - (3) 本人に対する交付手続きについては第二の二、8及び9に準じて行う。
- 2 原資格証明書を交付した運輸局以外の運輸局又はその運輸支局又は海事事務所が受理した場合
 - (1) 受理手続きを終わった運輸局は、原資格証明書交付運輸局に、電話又はファックスにより、申請した再交付申請について、氏名、生年月日、本籍（外国人にあっては国籍）、原資格証明書番号、交付年月日を照合し、照会年月日を再交付申請受理簿欄に記入すること。
 - (2) 照会を受けた運輸局は、原簿及び交付簿により照会事項を確認の上、交付している事実を確認できたときは再交付の支障のない旨照会局に回答すること。
 - (3) 回答を受けた運輸局は、折り返し、再交付年月日を原資格証明書交付運輸局に通報し、原資格証明書交付運輸局では、交付簿に、再交付年月日、再交付理由及び再交付運輸局を記入すること。

三 再交付の報告

再交付を行った運輸局は、再交付した資格証明書について、四半期ごとに、第5号書式により、本省に報告すること。

第四 申請書等の保存、送付及び事後報告

一 運輸局は、交付簿（写し）、船舶料理士資格証明書受払報告書（第6号書式）及び船舶料理士関係手数料納付状況報告書（第7号書式）を各四半期ごとに本省へ提出すること。

二 書類の保存期間は、次のとおりとする。

船舶料理士資格証明書交付原簿	30年
船舶料理士資格証明書交付簿	30年
船舶料理士資格証明書交付申請受理簿	3年
船舶料理士資格証明書再交付申請受理簿	3年
交付申請書又は再交付申請書、その添付物	3年

三 船舶料理士資格証明書用紙は本省で調製し送付する。

四 船舶料理士資格証明書の交付に関する事務は、運輸局においては海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（九州運輸局にあつては船員労働環境課、沖縄総合事務局にあつては運輸部船舶船員課）の所掌とする。